

## 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

身体・知的・精神等、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します。認定を受けた場合は、所得税及び地方税において、障害の程度により障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定を受けるための手続きは次のとおりです。

### 1 認定手続き

- (1) 認定申請書を提出していただきます。(申請書は日高町役場健康福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所及び日高総合支所地域住民課にあります。)
- (2) 認定申請書の提出があった場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに対象となる高齢者の実態を確認します。
- (3) 確認の結果、障害者または特別障害者に準ずると認められる場合は申請者に認定書を交付します。

### 2 認定書の有効期間

対象となる高齢者の障害がある期間は有効です。ただし、障害事由が変更・消滅した場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

### 3 認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

ただし、対象の方が年の中で死亡された場合または出国している場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。

### 4 受付窓口

日高町役場健康福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

### 5 受付期間

12月14日(月)から ※審査後、申請者に認定または非該当の通知をします。

【お問い合わせ】 日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

## 平成27年度「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか？

現在、日高町では、下記の支給要件を満たすと思われる方のいる世帯等へ「平成27年度臨時福祉給付金」の申請書(請求書)等を送付し、申請受付事務を行っておりますが、申請手続きはお済みでしょうか。

なお、申請書等が送付されなかった方の中に、ご自分が支給対象となるのではないかと(または、どちらか分からない)という場合は、申請書等を送付しますので下記へご連絡ください。

### ●日高町の申請受付期限 平成27年12月28日(月)まで

平成27年1月1日に日高町に「住民登録」のある方が対象です。

※1月2日以降に住民になった方は、前住所の市町村へお問い合わせください。

### ●支給要件(給付金を受けられる方) ※次の全ての要件を満たすことが必要です。

○平成27年度の町民税が課税されていない方

※ただし、課税されている方の扶養親族(同居・別居にかかわらず)となっている場合は支給対象外となります。町外在住の方の扶養親族となっている場合は、町外の方が非課税であることの確認をします。

※16歳未満の方が、税の申告において扶養親族とされていない場合であっても、生計を同一にする保護者がいる場合は支給対象外となります。

○基準日(平成27年1月1日)時点で、生活保護法の被保護者となっていない方

### ●申請書受付窓口

日高町役場健康福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

### ●ご注意ください

○支給対象になるかどうか、課税情報等につきましては、お電話ではお答えできません。

◎担当者等になりすました「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

### 【担当窓口・お問い合わせ】

<給付金の申請に係るご質問やご相談については>

日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ (電話 01456-2-6183)

<町民税の申告等については>

日高町役場 税務課 課税グループ (電話 01456-2-6184)

## 《 無料特設人権・困りごと相談所開設のお知らせ 》

- 日 時 ①12月7日(月)10:00～15:00  
②12月10日(木)10:00～15:00
- 会 場 ①門別地区 門別公民館(2F 第2研修室、1F ミーティング室)  
②日高地区 老人福祉センター(集会室)
- 担 当 者 ①門別地区人権擁護委員及び札幌法務局日高支局職員  
②日高地区人権擁護委員
- 相談内容 ☆いじめ・虐待などの人権問題  
☆離婚・相続に関すること  
☆セクハラ・パワハラに関すること  
☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。予約は不要です。

【お問い合わせ】 日高人権擁護委員協議会札幌法務局日高支局 電話0146-42-0415

### 門別警察署からのお知らせ

#### ～社会に広げよう被害者支援の輪～ 11月25日～12月1日は【犯罪被害者週間】

警察では事件や事故被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたのお話を伺います。

#### 【警察相談電話】

- 被害者相談
  - ・ 性犯罪被害110番 (フリーダイヤル) 0120-756-310  
(携帯電話から) 011-242-0310
  - ・ 暴力相談電話 011-222-0220
  - ・ 少年相談110番 (フリーダイヤル) 0120-677-110
- 一般相談
  - ・ 警察本部相談専用電話 (24時間対応) #9110 (シャープ9110)
  - ・ 門別警察署 01456-2-0110

#### 【民間被害者相談電話】

- ・ 北海道被害者相談室 (札幌) 011-232-8740
- ・ 苫小牧地区被害者相談室 0144-37-7830

### 献血のご案内

北海道赤十字血液センターからのお知らせです。  
移動献血車による日高町内の献血事業を次の日程で実施いたしますので、献血にご協力ください。

12月1日(火)	10:00～11:00	日高西部消防組合前
	11:15～12:00	門別警察署前
	13:30～16:00	Aコープ ルシナ前



【お問い合わせ】 日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183